

じん肺訴訟の消滅時効論の損害論的検討

——常磐じん肺訴訟第一陣第一審判決の検討を通して——

神戸秀彦

- 1、はじめに
- 2、じん肺問題とじん肺訴訟
- 3、本判決の安全配慮義務論
- 4、本判決の消滅時効論
- 5、安全配慮義務論と消滅時効論
- 6、継続・進行・累積性の人身損害と消滅時効
- 7、おわりに

1、はじめに

表題に示されるように、本稿は、法解釈学上の問題を、しかも単なる一地裁判決を扱ったものにすぎない。しかし、本訴訟および判決は、単に法律学上の問題としてのみ検討されれば良いというものではなかろう。それは、次のような背景による。

かつて、福島県南東部いわき市周辺から茨城県北部日立市周辺には一群の「常磐炭鉱」が存在した。これらのうち、常磐炭鉱最大の採掘権者は、1883（明治16）年設立の「磐城炭鉱（株）」と1895（明治28）年設立の「入山採炭（株）」の合併（1941年）によってできた「常磐炭鉱（株）」であった。ところが、「常磐炭鉱（株）」は、1970年に「常磐興産（株）」を形式上分離したうえ、政府のエネルギー政策の転換に呼応して、1971年の第一次閉山をへて、実に磐城炭鉱設立以来百年近くの操業ののち、1976年に完全閉山（第二次閉山）をするに至った。この間、常磐炭鉱は、日本の戦前・戦後の主なエネルギー源

であった石炭の供給地として、筑豊・北海道の炭田とともに並び称される地位にあり、日本の産業発展に多大な貢献をしてきた。そして、完全閉山からすでに15年がたつ。

ところが、その表舞台において華々しい採炭の歴史の終結は、その陰に隠れた炭鉱夫の歴史をも終結させたわけでは決してなかったのである。採炭作業の際に炭鉱夫らの肺に巣くった地底の粉塵の微粒子は、閉山の前から確実に彼らの健康と生命をむしばみ続けている。しかしながら、このことは、今日まで驚くべきほどに長い間、明るみに出されないままできた。それが明るみに出るようになった一つのきっかけが、「常磐炭鉱(株)」を被告とする本件常磐じん肺訴訟(第一陣)⁽¹⁾の提起である⁽²⁾。このような意味で、この訴訟は、単にその勝敗にとどまらず(それ自体はもちろん重要だが)、炭鉱夫らの終結していない歴史を通じて、常磐炭鉱ひいては日本の全炭鉱の歴史、さらには現在の日本社会あり方そのものの見直しすら迫っているように思われるのである。

さらにいうならば、「常磐炭鉱(株)」は、すでに閉山前の1966年から、炭鉱から湧き出るお湯を利用した「常磐ハワイアンセンター」の経営に乗り出していたが、さらに、最近では、これをリゾート産業に転換・発展させる計画をたてている。すでに、名称を「常磐興産」から「スパ! リゾート・ハワイアンズ」(1990年3月)と変え、“遊ぶ温泉” = 「スプリング・パーク」を中心として、5年後の1995年に「日本の楽園構想」を実現する方針である。確かに、リゾート産業は、現在、地域活性化の「決め手」とされ、日本各地でもはやされており、常磐興産もこれに乗り遅れまいとしたのであろう。しかし、炭鉱の歴史が、上のような意味で本当は終結してないとするなら、これを不問に付したまままで進もうとするリゾート開発とは、一体何であろうか。

このような意味で、本稿は、今後、さらに様々な角度からの常磐炭鉱の歴史と現状に関するより一層の研究が進展することを期待しつつ、法律学上の非常に限られた角度から、常磐じん肺訴訟第一陣・第一審判決についての検討を試みるものであることをあらかじめお断りしておきたい。

2、じん肺問題とじん肺訴訟

(1) じん肺という病気は、人類最古の職業病といわれる。法律上の定義によるなら、「粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病」(じん肺法第二条第一項)であり、いったんかかると進行性を有し、死にも至ることがあるとされる。その発生職種は多岐にわたり、石炭・金属などの鉱山における採掘作業に留まらず、造船、トンネル・道路工事、溶接作業、石綿関連作業など、粉塵が生ずる各種の職場において発生する。じん肺被害については、じん肺法(1960年制定後、近時では77・83年に法改正されている)による一定の予防・健康管理のための行政措置と、労災認定をうけた者については、労働災害補償保険法による給付が行なわれていた。しかし、これらにより、じん肺が消滅の方向へ向い、または患者が安心した生活を送れるようになったかという点、決してそうではなかった。労働不能・要療養とされる患者は、その後毎年1千から2千人規模で発生し、じん肺法制定後約30年間に累計約4万人となり、また、労災保険給付も低額に抑えられているというのが現状である⁽³⁾。その原因として、じん肺についての企業責任が従来必ずしも十分に明確にされてこなかったという問題があげられよう。

(2) ところが、近時において、じん肺患者は、企業責任の明確化を求めて、全国各地で裁判所に提訴するようになった。これは比較的最近のことであり、1970年代半ば頃を画期とする。その頃より今日まで、裁判所への提訴・判決の言渡しを一契機として、かなりの事件(53件)が和解などの解決にいたり、患者の早期の救済へとつながっている。しかし、一方での裁判の長期化と、他方での新たな訴訟提起により、今日、係属中の裁判は、長崎じん肺訴訟を初めとして、北海道から九州まで27件、20裁判所(最高裁1、高裁3、地裁16)、原告数約1100人(1990年4月13日現在)、という規模に至っている⁽⁴⁾。

ところで、これらのうち、判決が言渡しされたものについては、法解釈学上の重大な争点として、消滅時効の問題がクローズアップされてきている。主要なじん肺判例とされる16事件・17判例において、消滅時効の正否が争われたの

は、本件も含めて10事件・11判例にのぼる（90年5月現在）⁽⁵⁾が、これらの事件では、例外なく、被告の「安全配慮義務」違反が認められているものの、そのうち一部の原告については時効消滅により請求棄却となるものが多い。すなわち、上の11のじん肺判例のうち、本判決を別とすれば、7判例が、何らかの消滅時効の援用を認めている。たとえば、長崎じん肺訴訟第一審判決では、原告本人63名中20名、同控訴審判決では、それがさらに増加して原告本人30名につき請求棄却となった⁽⁶⁾。

（3）1990年2月28日、常磐じん肺訴訟（第一陣）福島地裁いわき支部判決⁽⁷⁾が下された。それは、上に見たじん肺訴訟判決の動向からして、画期的と評されて良いものであった。結論からみれば、判決は、死亡者含む原告ら1人当り一律3千万円の請求に対して、消滅時効を理由とした請求棄却者は1人もなく、原告ら75名（元従業員生存者11名、元従業員死亡者13名の遺族64名）につき、死亡者・生存者、管理区分の程度などに応じて、損害賠償請求（総額3億9千万円、最低8百万円から最高2千万円）を認めたのである⁽⁸⁾。また、消滅時効判断に関する法的構成の点でも、判決は、じん肺事件としては初めて「権利濫用論」をとり、一部の原告（元従業員8名）についていったん消滅時効が成立するとしつつ（表参照）も、その援用は「権利の濫用」であるとしたのである。

それでは、以下において、まず、判決の責任論（安全配慮義務論）を少しく検討した上で、本判決の消滅時効の論点整理を試みてみよう。

3、本判決の安全配慮義務論

本判決は、次のように、被告の安全配慮義務違反を肯定した。ごく簡単に三点につき見ておこう⁽⁹⁾。

第一に、判決は、被告は「信義則上、雇用契約に付随する義務として…元従業員が労務に従事するにあたり、その生命及び健康に危険を生じないように具体的状況に応じて配慮するべき義務を負っていた」として、安全配慮義務の性格を述べたうえで、被告がこれを負っていた、とする。

第二に、その具体的内容であるが、判決は、被告は、遅くとも1935年（昭和10年）以降、次のようなじん肺防止対策をとる義務とその違反があった、とする。すなわち、被告は、①湿式さく岩機の使用、②散水の実施、③通気の確保、④防塵マスクの支給、⑤発破の際の粉じん暴露回避、⑥じん肺教育、⑦じん肺健康診断・配置転換等、のいずれの対策についても、これを履行しなかった。すなわち、1935年から56年（昭和31年）までは、「何らじん肺防止対策を実施せず」、1956年ころ「多数のじん肺患者の発生を見て初めてじん肺防止の必要性を認識した」ものの、その後の対策も「極めて不十分なものであった」とするのである。

第三に、他方で、判決は、上のような被告の対策の不履行を、不法行為責任のレベルでも論じ、被告の故意（「結果発生の未必的認容」）責任も認めていることに注意しておきたい。すなわち、被告は、「一定割合のじん肺患者が確実に発生することを認識しながら、極めて不十分な措置しかとらず、じん肺患者の発生を容認していたといわれてもしかたのない状況であ」った、と。

被告の故意責任を認めた点は、特筆すべきことであるが、過去のじん肺事件においては、被告の安全配慮義務違反自体が否定されたことは一件もない状況であるから⁽¹⁰⁾、この問題についてここで深入りすることはしない。問題は消滅時効論にある。

4、本判決の消滅時効論

(1) 本件においては、被告の消滅時効の抗弁として、(ア) 商法522条におけるそれ（5年間）、(イ) 民法167条における債務不履行のそれ（10年間）、(ウ) 民法724条前段における不法行為のそれ（3年間）、(エ) 民法724条後段における不法行為のそれ（20年間）、の4つが提出されている。そして、本判決は、上の4つのすべてについて検討している⁽¹¹⁾。結論からいえば、判決は、(ア) については、安全配慮義務違反は「商事取引関係の迅速な決済のための短期消滅時効に服するものではない」として、また、(ウ) については、これが他と比

べて3年という短期であることを配慮し、安全配慮義務の法理(債務不履行構成)が「判例・学説上すっかり定着した感のある現在」では、「債務不履行構成による請求権の行使の余地を探」れば十分であるとして、これについてはその適用の余地を認めなかった。いったん適用可能性を認めたくえて、その援用を権利濫用としたのは、(イ)と(エ)のみであるから、以下においては、まず(イ)について見て、その次に(エ)について見てみることにしたい。

(2) 債務不履行による損害賠償債務の消滅時効は、民法167条によれば「権利行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行」し、10年間で完成する((イ))。問題は、この進行の起算点をどこに定めるか、ということであるが、判決は、それに関する説を次の5つに整理し、それぞれについて検討する。すなわち、①退職日(粉じん職場離脱日)説(被告主張)、②管理区分一決定(ないし、管理区分二ないし三決定プラス合併症による要療養決定)時⁽¹²⁾説(被告主張)、③死亡時説(原告主張)、④管理区分四決定時説、⑤現実の権利行使可能時説(原告主張)、がそれである。結論からいうと、判決は、④を採用した。

まず、①については、安全配慮義務それ自体とそれによる損害賠償義務との間に「債務の同一性」はなく、前者が後者に転化するというようなことはない、したがって、「安全配慮義務の履行を請求できる最終時点である退職日ないし粉じん職場離脱日」から時効が進行すると考えるのは妥当ではない、とした。そこで、判決は、右損害賠償請求権を安全配慮義務自体と切り離し、これを「行使するにつき法律上の障害がなくなった時」(それは「請求権を行使すべきことが期待ないし要求される時」で、その「具体的・現実的可能性を要しない)と考え、その「時」はいつか、をめぐって②③④の3つを検討する。

まず、②についてであるが、これは「進行性というじん肺被害の特質を軽視」し、「損害が未だ拡大・進行して固定せず、その全容を把握できない場合にまで時効の進行を認めることになる」として、排斥した。しかし、判決は、他方で、じん肺が「死に至るまで確実に増悪するということまでは認められない」、として、③も排斥する。判決によれば、③排斥の論拠は2点であり、(1)現在のじん

肺被害の研究水準では、必ずしも明確にはその進行性を実証することはできないし、(2)近年じん肺患者の延命傾向が見られるから、とされている。さらには、⑤については、具体的には、弁護士による説明会開催時（第一陣第一次訴訟原告につき）、第一次訴訟提起時（第一陣第二次訴訟原告につき）を起算点とするものだが、これも、「多分に主観的な事情によって左右され」、「制度上できる限り客観的で明確なものであることが要求されているともいうべき時効の起算点が曖昧になり、法的安定性が害される」として排斥している。

結局、判決は④を採用するわけであるが、次のように言う。この管理区分四決定は、現行法上「これ以上重い区分はな」い「最終区分」であり、かつ、症状は、それ以上進行・増悪することはあるとしても、「既に相当進行した重いもの」であるから、「民事上の損害賠償請求権の行使をなすべきことを期待し、或いは要求しても極めて自然な成り行きである」と。そして、その結果、原告のうち、5名につき消滅時効が完成したというのである（A型一表参照）。

(3)次に、(エ)についてである。民法724条は、「不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知りタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ」と述べる。このうち、判決は、前段の3年の短期消滅時効については、さきに述べた理由で適用しなかったが、後段については適用した。そこで、724条後段についてのみ見てみると、判決は、この20年を「除斥期間」と解して、その起算点の「不法行為の時」の趣旨を、「加害行為があり、しかもそれによる損害が発生した時」（この「損害発生」は一部でも足りる）、と解し、「加害行為の止んだ時」（離職場日）か「最初の行政決定時」のうちいずれか遅い時期においた。この基準によれば、5名について除斥期間が完成する（B型一表参照）。

以上により、民法167条の消滅時効期間と民法724条後段の除斥期間の双方が経過した者2名（A+B型一表参照）を含めて、計8名について、何らかの消滅時効が完成したことになる。

表

	区分四決定日 から10年 (A)	離職場日または 区分一決定日か ら20年 (B)	(区分四決定 日から3年)	AまたはB (AかつB)	生 死	死 亡 日	享 年 (現 年 齢)
1					×	87・2・20	62
2		∇		∇	○		85
3					○		65
4					×	87・2・10	66
5	∇	∇	(∇)	∇	×	85・11・10	77
6					○		69
7					×	88・5・23	73
8		∇	(∇)	∇	×		
9			(∇)		×	86・12・23	72
10			(∇)		×	86・1・8	67
11	∇		(∇)	∇	○		77
12			(∇)		×	88・1・11	73
13			(∇)		○		89
14					×	87・7・18	62
15	∇		(∇)	∇	○		75
16			(∇)		×	84・10・23	68
17			(∇)		×	81・3・24	71
18		∇		∇	×	83・5・13	74
19	∇		(∇)	∇	○		78
20					○		70
21					○		64
22			(∇)		○		74
23					○		63
24	∇		(∇)	∇	×	87・12・9	74
1	5名	5名	(13名)	8名	○=11名		
(90年10月末現在)							
∇・・・消滅時効完成							

じん肺訴訟の消滅時効論の損害論的検討 (神戸 秀彦)

(4)ところが、判決は、その上で、これら8名について被告が時効の援用をすることは、「権利の濫用」であるとしたのである。以下においてその理由をみてみよう。まず、判決は、消滅時効制度の趣旨について述べる。第一は、立証上の困難性による債務者の二重弁済の回避という点であり、第二は、「権利の上に眠る者は保護しない」という点である。第一の点は、(1) じん肺被害の原因である被告の義務違反が明白であり、かつその程度が著しいこと（被告はじん肺発生を「容認」していた）、(2) 被告のじん肺教育が杜撰で原告の権利行使を阻害したこと、(3) 被告の盛業に原告の犠牲が伴うという関係となっていること、さらには、(4) 被告の義務違反の立証責任は原告側が負っているのだから被告側の防御可能性に配慮する必要はないこと、から、本件には当てはまらない、とした。他方、第二の点も、(1) 訴訟の提起には弁護士などの専門家集団の尽力による周到な準備が必要であり、(2) じん肺教育の不十分性が訴訟遅延の一因となっている、(3) 原告の被告会社への恩義・遠慮感情も遠因をなしている、から、本件には当てはまらない、とした。かくして、本件での時効の援用は、「客観的にも著しく正義に反し、消滅時効制度の趣旨にも沿わない」から、「権利の濫用として許されない」、とされたのである。

5、安全配慮義務論と消滅時効論

(1) かくして、本判決は、その結論の点でも、結論に至る論理の点でも画期的なものであることは言うを待たないが、その中には今後さらに発展させられるべき要素は含まれていないのであろうか。私は含まれているのではないかと考える。それは、本判決がいったんは一部の原告について時効消滅を認め、そのうえで、濫用の危惧される場合のある一般条項である権利濫用条項が使われたという点である。もちろん、本判決は、消滅時効の具体的な起算点に関する諸説・判例などを検討したうえで、それでも救済できない原告についてのみ権利濫用論を用い、かつ、時効援用が権利濫用になる理由を、主に消滅時効の制度趣旨（上記2点）に照らして判断しているので、一般条項の適用の仕方として問題はない、と

いう考え方もありえよう。しかし、この問題は、個別条項上の時効の起算点ないし、時効の進行論の問題として、解決することができない問題であろうか。

右の疑問の核心をひとことであるならば、本件で問題となっているのは、請求権の種類を問わずにいえば、進行性・累積性を有する人身被害の損害賠償請求権の消滅時効であり、それについては何か特別な考察は必要ではないのか、という点である。そこで、手順としては、まず、近時の安全配慮義務の消滅時効に関する論議を一応ふまえたうえで、次に、上記の点について比較的蓄積のある不法行為法上の論議を検討し、その両者をふまえて、やや問題提起的な結論を提示してみたい。

(2) ①さて、近時の安全配慮義務の消滅時効論は、ひとことでは語り尽くせないほどに深く研究されている⁽¹³⁾。まことに不十分な理解になることを承知の上で、私自身としては、最初に宮本（健）氏⁽¹⁴⁾、次に松本（克）氏⁽¹⁵⁾の論稿を軸としながら、以下のような整理を試みておきたい。なお、以下において、主に念頭に置かれているのは雇用関係における安全配慮義務であることをお断りしておく。宮本氏は、大要において以下のように主張する。

第一に、そもそも、使用者の契約上の義務は、履行請求権・同時履行の抗弁権などをもその内容とする「給付義務」と、これらは問題にならず主に損害賠償請求権を内容とする「付随義務」である「保護義務」に二分される。しかし、宮本氏は、「安全配慮義務」のすべてを後者に統合することに反対し、前者のひとつとして位置づけることを提唱する⁽¹⁶⁾。したがって、労働契約の場合には、労働者は、使用者の「付随義務」（「保護義務」）違反の効果として、事後的に生じた労働者の生命・身体への被害に対する損害賠償請求権が主張できるとどまらない。生命・身体に対する危険が存する場合には、単に損害賠償請求権にとどまらず、事前にその危険が放置される限りでの労務給付の拒絶（同時履行の抗弁権）や、危険そのものの除去（履行請求権）をも、使用者の「給付義務」違反の効果として主張しうることとなるのである。

第二に、このような「給付義務」としての安全配慮義務を、「安全確保義務」

と呼ぶが、これを一言で定義するなら、「労働者の生命・健康に対する損害の防止に関する、使用者の指揮・命令の下でなされる労務のための物的環境の整備および人的環境の整備」を内容とするものといえよう。そして、問題は、この義務違反の効果として損害賠償請求権が生じ得る場合に、不法行為にもとづく損害賠償請求権との競合が生じる点である。その場合、氏によれば「両者の統合」がなされるべきであるが、しかし、その選択は、「原則として債権者（ここでは「労働者」をさす一筆者）に最も有利に決定されるべき」である。具体的に消滅時効に適用される法規範の選択については、「契約法による十年の時効と不法行為法による三年の時効および二十年の除斥期間」のうち、「債権者＝被害者にとって有利なほう」である⁽¹⁷⁾。

第三に、ただし、物的・人的環境の整備を内容とするこの「安全確保義務」とは異なる、文字どおりの「付随義務」たる「安全配慮義務」が問題になる場合には、これは「契約責任と不法行為責任の中間」に属するから、「その中間的責任に適合した法規範が発見（創造）されるべき」である⁽¹⁸⁾。このことを消滅時効に即して考えると、不法行為時効が被害者に有利な場合には、不法行為法規範に依ることとなるが、他方、逆に、契約法規範の方が有利であっても、「常に契約法規範が適用されることにはならない」⁽¹⁹⁾。

第四に、本稿と直接関係することであるが、「安全確保義務」（「給付義務」）にせよ、「付随義務」たる「保護義務」にせよ、安全配慮義務違反として損害賠償請求権が発生する場合には、この請求権の消滅時効の起算点は「損害発生時」とするべきである⁽²⁰⁾。

②近時有力なこのような議論について、松本（克）説は、宮本説の第一点については支持しつつ、他方、第二・三点については、その意図を評価しながらも、この説が、結局は消滅時効との関連で、次のような問題点をもっていることを批判している。

第一に、上の説は、「給付義務」＝「安全確保義務」か、「付随義務」＝「保

護義務」か、という区分自体から時効規範が選択される、としているが、時効規範の選択は、そのことから直ちに行なわれるものではない。第二に、上の説が「規範統合説」（四宮説）に依拠し、「事態に即した規範」を選択・適用すべしとの建前のもとで、実際には、安全配慮義務違反に、不法行為の時効規範の適用する「可能性」を導いているが、何が「事態に即しているか」は、現実の損害賠償請求権の特質の分析から導かれなければならない。第三に、上の説は、ドイツでの議論状況を参考にしながら、日本の労災事件において不法行為の短期消滅時効（3年）を適用しうる論拠を提供しているが、ドイツでは、不法行為の消滅時効の主たる議論の対象は、労災事件ではない⁽²¹⁾。

そして、松本氏は、日本では、安全配慮義務事件の圧倒的多数が労災事件であること、また、これら事件の半数近くにおいて、不法行為の短期消滅時効により請求権が消滅している現実を念頭において、労働者の「権利不行使」への非難性を挙げることへの疑問を提示し、さらに、ドイツとの関連では、かの国では豊富な「時効停止」事由が日本では貧困であることへの疑問を提示している。そして、松本氏は、主に労災事件を念頭において、安全配慮義務については債務不履行の消滅時効（10年）（民法166条）を適用すべきとの前提にたって、二つの角度から、結論を提示している⁽²²⁾。

第一に、日本の時効制度では停止事由が貧困なことに鑑み、民法166条1項の「法律上権利を行使しうる時」の要件（時効の「起算点」）について、これに「時効進行の障害事由」の「消滅」としての意味をもたせるという点である。すなわち、この解釈によれば、かりに、「法律上」権利行使をなし得るときから時効が起算されたとしても、時効進行の「事実上の」障害事由が存在するときには時効の進行は停止する、とされるのである。そして、その判断枠組みとして、ドイツの議論を参考にしながら、「権利の不知」・「訴訟の困難」・「交渉」を挙げている。

第二に、時効制度の射程距離を超える事例が存在することに鑑み、権利の濫

用や信義則などの一般条項を、「時効規範そのものの枠を規定する」ものとして位置づけ、これらにより「時効の援用」そのものを制限・否定する場合も認める。そして、その存否を、「援用態様の不当性」・「権利保護の必要性」・「義務者保護の不適合性」の3つの要素により判断する、としている。

③この松本説は、現在、訴訟として提起されているじん肺事件を中心とした労災事件の実相を直視しつつ、そこで提起されている労働者の救済という法理論的な課題を正面から受け止め、その中心を時効論に置いて、この実践的な課題に答え得る、かつ可能な限り現行日本民法に沿った時効の解釈論を構成したものとこのいうのではないか。私自身は、現在のところ、松本説にこれ以上何か付け加えるべき材料はほとんどない。しかし、かりに若干違った角度（不法行為法上の議論からの類推で）から、かつ限局された角度（時効の停止論・停止援用制限論と関連しつつもそれ以外の問題で）からの未熟な問題提起が許されるとしたなら、次のようになるであろう。

6、継続・進行・累積性の人身被害と消滅時効

(1) ①従来、むしろ進行性・累積性を有する人身被害として問題になってきた「公害」に関する「不法行為法」上の「損害論」と「消滅時効論」が参考にならないのであろうか。この分野でも、必ずしも十分な議論が展開されているわけではないが、さしあたり森島説⁽²³⁾に手がかりを求めつつも、吉村（良）説⁽²⁴⁾を軸としながら、若干の整理を試みてみたい。なお、繰り返しになるが、以下における不法行為の消滅時効の議論は、民法724条前段でいう3年の短期消滅時効のレベルのものに一応限定しておく。

②周知のように、民法724条前段は、消滅時効の起算点に関して「加害者」および「損害」を「知る」という主観的な要件を定めているが、このうち公害事件との関連で着目すべきは、「損害」要件であろう。森島説は次のように指摘する⁽²⁵⁾。すなわち、従来の不法行為の類型を、(1) 一回の加害行為ののちに損害が継続的に発生する「損害継続型不法行為」の場合と、(2) 継続的な加害行

為により損害が発生する「継続型不法行為」の場合とに区別し、さらにまた、(2)の継続型不法行為を、従来主として問題になってきた土地の不法占拠の場合⁽²⁶⁾と、水俣病などの累積性・進行性の人身被害を有する不法行為の場合とを区別して考察する。そして、(1)の場合においては、被害者が何らかの被害事実を知ったなら、「一般社会経験上その事実に関連して予知し得べきはずであると考えられる損害」を全面的に知ったものと擬制して、その時から時効進行を認めるべきである、とする末川説⁽²⁷⁾、およびそれと同様の見解をとる判例⁽²⁸⁾を支持する。(2)のうちの後者の場合には、その損害が、「性質上分断可能な場合には、時効は逐次進行することと合理性があるが、累積的に進行し統一的（一体的？）に把握すべき損害にあつては、被害者の損害の認識は加害行為の終了した時である」、とするのである。

③ところで、従来の公害事件においては、消滅時効は、どのような形で問題になったのであろうか。従来の水俣病訴訟との関連に限っていえば、消滅時効は、熊本水俣病第一次訴訟（1969年6月訴訟提起）において問題になったのみである。同第二次訴訟（1973年1月訴訟提起）や同第三次訴訟第一陣（80年5月訴訟提起）においては、あるいは、新潟水俣病第一次訴訟でも争点とはなっていない。しかし、消滅時効が問題となった熊本水俣病第一次訴訟の第一審判決は、不法行為の損害賠償請求権の短期消滅時効進行の起算点を大幅に後ろにずらし、時効の成立を否定している⁽²⁹⁾。すなわち、「加害者の身体を侵害する行為があった（ちなみに、水銀を触媒とするアセトアルデヒド生産最終時は、68年5月18日——箇弧内筆者）のちにも、それによる損害は継続的に発生している場合、被害者が最初に損害の一部および加害者を知った時（被告に対して被害者が損害補償金を請求した時＝1959年11月25日——箇弧内筆者）から、その損害賠償請求権について、消滅時効が進行するという解釈は到底採り得ない」としつつ、結局、「被害者が損害の一部を知った時に、その部分およびこれと牽連一体をなす損害で当時において予見することが可能なものについてのみ、すべて被害者においてその認識があったものとして」時効が進行するが、その余の範囲の損害については、「別個にその発生を知りある

いは予見可能となるまで」時効は進行しない、とした。そして、「損害を知る」とは、単に「損害発生の実事を知ることのみ」ではなく、「加害行為が不法行為であることを知ること」で、そこには因果関係の存在も含まれるから、具体的には、68年9月26日の水俣病に関する厚生省見解発表の日から時効が進行するとし、訴訟提起時（69年6月13日）にはなお完成していないとしたのである。

ここでは、二つの点に注意しておきたい。ひとつは、熊本水俣病第一次訴訟判決では、加害行為ののちに継続的に発生する損害については、被害者が「不法行為の成立」を「知った」時から時効が進行するとされていること、および、かりにこの要件のもとで時効が進行するとしても、牽連一体性と予見可能性をもつ損害に限られ、残損害の時効については別とされたこと、である。もうひとつは、そもそも消滅時効が問題となったのは、第一次訴訟のみであって、第二次・第三次の熊本水俣病訴訟は、加害行為自体の終結ないし政府の公害認定時から、3年以上経過しての訴訟提起である（第三次訴訟の提起などは10年以上経過している）にもかかわらず、時効が争点となっていないことである⁽³⁰⁾。

④このようにしてみると、事件の型としては、水俣病の場合は、いわば「継続的な加害行為」それ自体の「終了後」に、長期にわたって「損害が継続して」出現するものである。したがって、これを先の森島説の(1)の類型に当てはめることは、そこで想定されている加害行為が一時的であること（医療過誤・交通事故など）からすると、無理があり、他方、(2)の類型と考えても、損害「認識」時は「加害行為の終了時」とされるから、これまた問題が生じる。したがって、さらに、先の熊本水俣病のように長期にわたって「継続」された加害行為それ自体は終結したが、その「不法行為性」が「認識」されないまま、損害は「継続」する場合を考えねばならないであろう。この類型の事件については、森島説において、必ずしも十分な解答を与えられているわけではない。しかし、実際には解答を迫られなかったのかもしれない⁽³¹⁾。このような事件は、第二次以降の水俣病訴訟として現実には存在していたが、法的な争点とはならなかったからである。いずれにせよ、ここで重要なことは、累積性・進行性を有する人身損

害の場合には、その性質上の分断不可能性から、統一的・一体的な把握をするべきであるという観点が提示されていることである。

(2) このような観点は、それ自体としては、非常に貴重であるとしても、なお、十分な内容を持ち得ているわけではない。この点については、公害・薬害事件に関する不法行為法上の損害評価の方式として、包括請求という方式が従来から原告側によって採用され、また、一定の程度、判例においても受容されてきている点を踏まえるべきではなからうか。不法行為が問題になってはいない本件においても、原告側において包括請求方式がとられており、また、本判決においても、この請求が「慰謝料」という形で認められているからである。包括請求方式に関しては、吉村（良）氏に依拠して、次のような整理を試みておきたい。

第一に、包括請求とは、新潟水俣病の原告主張の一括請求方式からさらに発展させられたものであり、熊本水俣病訴訟の次のような原告主張において、初めて現われたものである。すなわち、伝統的な請求方式は、「不法行為による被害をあらゆる社会的環境から個人を抽象して論ずるものであって、被害の実態を直視する考え方ではな」いのであって、「われわれのいう損害は、原告らの被った社会的、経済的、精神的損害のすべてを包括する総体をいう」⁽³²⁾と。そして、この考え方は、これを出発点として、学説において、また、スモン薬害事件訴訟やカネミ油症事件訴訟において、さらに発展させられている。そして、吉村氏によれば、包括請求方式は、単に、伝統的な損害論において生ずる損害の立証困難を解決する目的のものとして理解されるべきではなく、それが「多岐にわたり、しかもそれぞれの被害が複雑に絡まり合い相乗しあっている総体」をとらえている点に意義を認めるべき、とされ、さらに、損害賠償の目的としての「被害の完全救済や原状回復の理念」と結合する、とされる⁽³³⁾。

第二に、しかし、他方で、このような総体としての損害把握と完全救済・原状回復の理念を維持しつつ、この方式に対する批判——損害額の算定を無限定に裁判官の裁量に委せてしまうことになるとの——を踏まえて、包括請求によ

って「把握された損害の事実を賠償額の算定に結びつけていくための原則」を探求することが必要となる。吉村氏は、この点に関して、実務家（弁護士）の提案を踏まえつつ、包括請求の内容を具体的に次のような損害項目に分類するのである⁽³⁴⁾。すなわち、それは、大きく、(1)「過去の損害に対する賠償」、(2)「今後の被害者や遺族の生活を補償するための賠償」、(3)慰謝料、に分かれる。具体的には、(1)は、「症状とそれに苦しんだ期間をベースに基準額を設定し、それを最低限の共通の補償として、そこに家族関係、職業関係、その他の要素による加算を行なって行くという方法」（東京スモン判決方式等）によるべきであり、(2)は、①「可能な限り被害を回復させるための治療・リハビリ費」といった広い意味での医療関係費」と、②「人間らしい生活を回復するための」「被害者本人やその家族の生活補償費」とから構成される。(3)は、各種の精神的被害に対するもので、ここにおいては、将来分と過去分が「渾然一体の関係をなしている」。

このように、消滅時効論における損害の一体的・統一的把握という端緒的視点は、さらに、総体的・包括的、かつ原状回復理念にたつ損害把握の視点によって発展させられうることを確認しておきたい。

(3) ①さて、本判決は、民法166条の消滅時効は、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権を「行使するにつき法律上の障害がなくなる」、すなわち、一般的に「行使すべきことが期待ないし要求される」時から進行するとし、これを権利行使可能者の主観的な意識状態ではなく、症状の程度を示す客観的な行政上の基準である管理区分決定時に求め、その最も重い区分である区分四時なら、「民事上の損害賠償請求権の行使をなすべきことを期待し、或いは要求しても極めて自然な成り行きである」としたのである。ひとことというなら、管理区分四時程度の損害の重大性があれば、権利行使をなしえたであろう、という一般的期待を時効消滅の根拠とする。

②このように、本件においては、責任根拠につき不法行為ではなく、債務不履行が用いられているが、その点を十分に意識しつつ、上にみた公害事件に関

わる不法行為法上の損害論・消滅時効論の観点をじん肺事件に類推できる、と考えることは可能であろうか。可能ではないかと考える。たしかに、じん肺被害は、債務不履行＝安全配慮義務違反の結果生じたものであるが、その被害の客観的特質や構造に着目すると、水俣病などの公害被害や特質と類似する、あるいは場合によっては進行性・累積性を有するという点で、さらに加重されるという特徴を持つからである。そこで、以下においては、二つの角度から検討する。

第一に、本判決は、被害者の権利行使の可能性を、客観的な観点からのみとらえ、「損害の重大性」に照らした、権利行使の「一般的期待可能性」という客観的な基準に求めている。それでは、そのような客観的基準からのみ考えた場合には、ここでいわれている「損害」とはどのようなものか、がまず大前提として問題となろう。そして、そのこととの関連で、権利行使の「期待可能性」の問題を論じなければならないであろう（以下③・④で）。

第二に、他方、もともと、本判決は、この「期待可能性」は、あくまで「一般的」なものであり、個々の原告の現実の状態なり、さらには主観的な意識状態との関連でとらえられた「期待可能性」でない、としている。だが、この点に関しても、果たしてそれで良いのだろうか、という疑問が浮かぶ⁽³⁵⁾。この点は、先の松本説でいう時効の「事実上の障害」に関わる問題である（以下⑤で）。

③まず、上の第一の点を検討したい。ここでは、公害・薬害などの人身損害に見られる客観的な構造が問題になる。これを二つの場合（累積・進行性を有しない人身損害の場合と、累積・進行性を有する人身損害の場合）に分けて検討したい。

まず、前者の場合である（図1参照）。人身損害が生じたが、累積・進行自体はない場合でも、それが「継続」して人体に残存している場合には、残存中の任意の時点（X）での「損害」は何か、という問題である。先にのべたように、かりに、損害を総体として把握し、完全救済・原状回復に足る損害が賠償されるべきであるとすれば、その時点での「損害」は、純粹の「過去の損害に

対する賠償分」(A)とともに、「今後の被害者(や遺族)の生活を補償するための賠償分」(その時点での将来の損害にたいする賠償分)(B)の両者を含む

図 1 [継続損害]

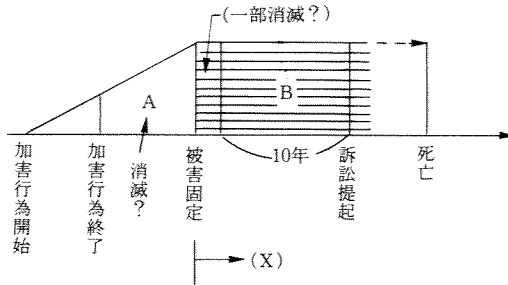
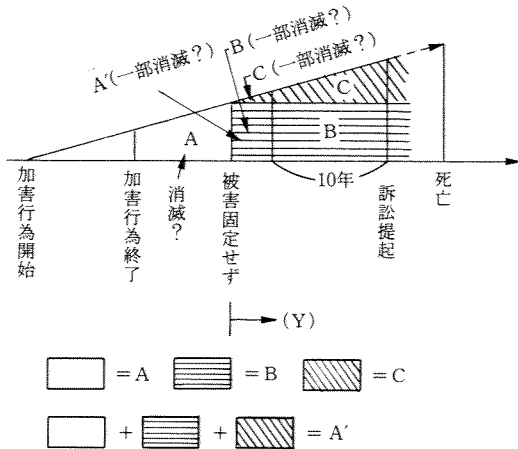


図 2 [進行・累積損害]



ことになる。ここで重要なのは、(1)少なくともX時点で、損害がBという形で継続して残存している(たとえば病気が治癒・軽快していない)という事実と、(2)A・Bは本来、一体的に関連している、という事実であろう。先に、これら

が、一応は、別個の項目として整理されるとしたのは、かりにある時点でAのみが「分割」して賠償されても、その時点でBはなお未賠償であるという意味であった。本来的には、両者は密接不可分であり、BはAを前提にのみ成立するという関係にある。しかも、Bは、その完全な回復がなければ（「恒久対策」!）消滅することはないし、その限りで一般的にみてBにつき依然として「権利行使が期待可能」なのである。したがって、Bが現存する限りにおいては、Aのみがそれと切り離されて消滅する、すなわち、それ以前に「権利行使が期待可能」であったから時効消滅する、とすることはおかしいのではないか。

次に、じん肺被害に当てはまる後者の場合である（図2参照）。この場合には、以上の構造はさらに複雑になろう。なおも累積・進行中の人身損害を前提とすると、あるY時点において、Bの完全救済・原状回復のための措置がとられなかった場合には、さらにそこから、新たに純粹の「将来の損害に対する賠償分」(C)が引続き累積・進行する。このように考えると、Cは、Bにつき履行があれば消滅する「可能性」があるが、そうでなければ消滅せず、時の経過とともに、Aの一部(A')となり、これを増大させていくのみならず、Bの履行可能性を次第に減少させていく。すなわち、Bの履行を前提として、これが増大(減少)すれば、 $C \cdot A \cdot A'$ が減少(増大)するという関係にある。この場合には、上で述べた場合にもまして、 $A \cdot B \cdot C$ は、さらなる一体的関連を有するから、 $B \cdot C$ が現存する限りにおいては、それと密接な関係を有する $A \cdot A'$ のみが「無賠償のまま」消滅することはないのではないか。

なお、吉村説に従えば、以上のいずれにも入らない、精神的損害に対する賠償として、慰謝料(D)があるので注意する必要がある。

④以上の考え方で、上のY時点を管理区分四決定時においている本判決との関連を述べよう。

第一に、本判決を含めた、何らかの管理区分決定を時効の起算点とする考え方は、どの段階の区分決定のものにせよ、場合によっては、過去と将来の間の損害の継続性、ないし累積・進行性を切断することになる。そこで、次のよう

な矛盾が生じている⁽³⁶⁾。たとえば、区分二ないし三決定から次の決定がなされないままに10年が経過して請求権が時効消滅した者が出る一方で、いきなり二・三をとばして四決定を受けたが、その後10年以内に権利行使して請求権が認められた者も出る、というように。しかし、かりに三決定後、四決定がされず10年経過しても、いずれ四決定が近いかも知れないし、他方、四決定後10年経過していなくとも、四決定前に、発病後何の決定のないまま10年以上経過しているかもしれないのである。このように、何らかの管理区分決定があった場合には時効が進行し、また、なかった場合には時効が進行しない、という関係が成立しないのなら、一般的にいて、管理区分決定だけで時効進行の可否を判断することは不適切であろう。

第二に、それでは、本判決のように、四決定時を時効の起算点とすれば、四決定に至る各人の差異を捨象して、「平等に」時効進行させることができるであろうか。しかし、四決定後も、損害はなお継続しており、かつ累積・進行する可能性を持っている。したがって、区分四決定時に「権利行使」可能な損害は、区分四に至るまでの純粹の「過去に対する損害の賠償分」(A)および、「将来の被害者の生活の補償のための賠償分」(B)、区分四後の純粹の「将来の損害に対する賠償分」(C)それに「慰謝料」(D)であろう。しかし、これらは相互に一体的な関係にあるから、区分四決定時から、かりに消滅時効期間を経過しても、その時に、損害が、なお症状の固定化に至らず、累積・進行中であればもちろん、症状が固定化しても継続してさえいれば、B・CやDはもちろんのこと、Aも含めて「権利行使可能」である、と思われる。そして、損害の継続なり、損害の累積・進行なりが極限に達したとき(死に至ったとき)に、被害者自身(遺族は一応ここでは別として)の損害のB・C部分は、消滅し、その結果Aに一体化し、Dとあわせて初めて一体のものとして完結する。すなわち、死亡時に初めて、過去の全A(旧B・Cを含む)について「権利行使可能」となり、また、消滅時効の進行はその時からということになろう。

⑤留保していた第二の点を検討する。以上の検討は、「権利行使」の「一般的

期待可能性」を、客観的な人身損害の構造論の観点からのみ考えたものである。しかしながら、これに対しては、次のような批判が予想される。人身損害の一体性を強調する一方で、いったん訴訟が提起されれば、提起の「現在」においては、損害の分割可能性を認め、その時点で「予見不可能」な損害の残分（Pとする）を保留して、Aはもちろん、B・Cについても予見可能な部分につき請求できるとするのは矛盾する。それなら、「過去」のある時点においても、一定の部分については「権利行使可能」になっていたのではないかと。この点については、B・CはAを前提にのみ成立するとその人身損害の構造の特殊性を踏まえるべきとの回答をするしかない。しかし、かりに「過去」において分割的な「権利行使」が「期待可能」となっていたと考えるなら、それは「一般的な」期待可能性では足りないのではないかと。

第一に、この場合にも、管理区分決定を時効の起算点とする考え方が妥当かどうかが問題となろう。すなわち、管理区分決定を受けたということ自体から、権利保持者の権利行使（ここでは訴訟の提起）が「現実」に期待できることになるかどうか、である。そして、現実には訴訟の提起をなしたかの判断の際に、原告の主観的要因を全く排除することが可能であろうか。可能ではないと考えられる。この点に関して、先の松本説は、時効の起算点としての消滅時効の法律上の障害とは別に、時効進行の停止事由としての事実上の障害として、権利の不知・訴訟の困難・交渉を挙げているが、このうち、主観的要因に関わっては「権利の不知」が問題となろう。じん肺事件に関連して問題とするなら、(1)原告において、訴訟を提起するほどに、権利意識の成熟があったかどうか、という点が考慮されねばならぬだろうし、(2)とするなら、原告に対する弁護士による説明会開催時ないし同種類の先行訴訟提起時をもって「権利を知った」と考えることが妥当であろうし⁽³⁷⁾、(3)さらには、安全配慮義務は比較的新しい法理であることに鑑みて、弁護士にしても、本件を初めとするじん肺による被害が安全配慮義務違反として救済される、との一般的な期待をいただくに至ったのは、どんなに早くとも、自衛隊員による安全配慮義務違反にもとづく損害賠償請求を認めた1975年2月25日の最高裁判決⁽³⁸⁾以来と考えられる。かりに

これらの要件を採用するなら、本件では、これが満たされていないから、管理区分四決定時を時効の起算点としても、少なくとも、これらの要因が消滅するまで時効は「進行しない」、と考えられる。

第二に、かりに、上の要因が除去された場合には、一応は、そこから、時効が進行する可能性があるとして良いが、この場合でも、時効消滅にかかるのは、Aおよび、B・Cのうちの「予見可能」な部分のみであり、その余の損害Pと慰謝料Dについては、時効にかからないとすべきであろう。

7、おわりに

以上の問題提起は、じん肺事件において時効の援用制限の理論が活用されることと何ら矛盾しない。なぜなら、本稿は、これらとあいまって、じん肺などの悲惨な労災事件において、単に、消滅時効のみを理由として救済が否定されることに対する歯止めのさらなる論拠のひとつを提供することを狙いとするものだからである。したがって、本判決の援用制限論のひとつである権利濫用論も、本件が、時効制度の射程距離を超えた事例であれば、「時効規範そのものの枠を規定する」もの⁽³⁹⁾として発動されてしかるべきことになる。その方が妥当なのかもしれない。しかし、もし本件が一般条項である権利濫用条項を発動すべき場合ではないとすれば、継続・累積・進行性を有する人身損害の構造論の観点を中心として、なお検討されるべき点があるのではないか、と思った次第である。

注

- (1) 本稿で扱う訴訟は、一連の常磐じん肺訴訟のうち、85年9月17日提訴の第一次と86年5月13日提訴の第二次を含む第一陣訴訟である。これに引き続いて、第二陣第一次(34人)が88年11月29日に、さらに、第二次(17人)・第三次(17人)も提訴されている。

じん肺訴訟の消滅時効論の損害論的検討（神戸 秀彦）

- (2) 本件のような集団訴訟に発展するきっかけとして、常磐炭鉱元従業員の井田氏が、単独で常磐興産を相手に起こしたいわゆる「井田じん肺訴訟」（84年10月23日提訴）があり、これは、89年10月16日に和解となっている。
- (3) 山崎喜比呂「じん肺訴訟と運動の社会的意味」（『労働法律旬報』1239号（90年5月上旬号））4頁。
- (4) 山本高行「じん肺訴訟における過去の判例とその解決事例」（『労働法律旬報』前掲）、6頁以下。また、牛山積「じん肺訴訟と時効論—日本の現状」（『法律時報』89年11月号、45頁以下）は、近時の各じん肺訴訟判決の論点を整理し、あるべき時効論を提示する。本稿でも、各所で参考とさせていただいた。
- (5) 山本前掲、9頁掲載の別表1とともに、松本克美「時効規範と安全配慮義務—時効論の新たな胎動—」（『神奈川法学』25巻2号、1989年）最後の判例表2および3を参照した。なお、右松本論文の判例表に本判決を加えたものが本文の事件・判決の数である（ほかに、消滅時効は必ずしも争点となっていない主なじん肺判例として、東京松尾じん肺判決（東京地判、90年3月27日、（『判例時報』1342号）がある）。
- (6) 長崎じん肺第一審判決については、『判例時報』1152号、同控訴審判決については、『判例時報』1311号参照。
- (7) 判例時報1344号。本判決については、山下登司夫「企業側の故意責任と時効の起算点をめぐる判断—常磐じん肺第一陣判決の意義—」（『労働法律旬報』前掲、14頁以下）が参考になる。なお、本稿は、松本克美、判例評釈「時効とじん肺（転機を画す常磐じん肺訴訟第一審判決）」（『判例タイムズ』731号、56頁以下）に負うところが大きい。
- (8) ①死亡者9名につき2千万円（他の死亡者3名につき1千4百万円、1名につき8百万円）、②管理区分四の生存者3名につき1千8万円（他の管理区分四の生存者1名につき1千4百万円、1名につき8百万円）、③管理区分三ロの生存者2名につき1千6百万円、および管理区分三のイの生存者2名につき1千4百万円、④管理区分二の生存者2名につき1千2百万円。
- (9) 『判例時報』1344号、90頁以下。
- (10) 松本前掲「時効規範と安全配慮義務」7頁。
- (11) 『判例時報』1344号、100頁以下。

- (12) じん肺法四条二項は、「じん肺健康診断の結果に基づき」、「管理一から管理区分四までに区分して、この法律の定めるところにより、健康管理を行うものとする」、とある。具体的には、管理区分一はじん肺の所見なし、とされ、管理区分二から三（イ）・（ロ）の二種、さらに四となるにしたがって、症状が重くなるが、それはエックス線写真の所見（同四条一項にその分類がある）と肺機能障害とから判断される。なお、同法第二三条によれば、管理区分四または合併症（管理二ないし三、プラス肺結核・続発性胸膜炎・続発性気管支炎・続発性気管支拡張症・続発性気胸）と認められる者は「療養を要する」とされている。
- (13) 下森定編「安全配慮義務の形成と展開」（1988年）など。ちなみに、同書巻末の文献表を参照のこと。
- (14) 宮本健蔵「雇用・労働契約における安全配慮義務——給付義務構成への一つの試み——」（『法学研究』（明治学院大学）、35巻、145頁以下、1986年）、同「安全配慮義務と保護義務——西ドイツ法と比較して——」（『私法』48号、209頁以下、1986年）。
- (15) 松本前掲「時効規範と安全配慮義務」（以下、「松本前掲」として引用する）。
- (16) 宮本前掲「雇用・労働契約における安全配慮義務」、149頁（以下「宮本前掲」として引用する）。
- (17) 宮本前掲174頁。
- (18) 同177～8頁。
- (19) 同189頁以下。
- (20) 同191頁。
- (21) 松本前掲13頁以下。
- (22) 松本前掲149頁以下。
- (23) 森島昭夫「不法行為法講義」（1987年）441頁以下。
- (24) 吉村良一「人身損害賠償の研究」（1990年）の第一章「包括請求の意義と課題」（以下、「吉村前掲」とする）。
- (25) 森島前掲、445頁以下。なお、森島説は、藤岡論文「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効」（『北大法学論集』27巻2号、1976年）を支持している。
- (26) この問題について長く引用されてきた判例は、大判1940（昭和15）年12月14日（大審院民集19巻24号、2325頁）である。本判決は、土地の不法占拠（被占拠者の

損害賠償請求訴訟の最終口頭弁論時においても継続されている）に対する損害賠償請求権の消滅時効について、次のように述べる。すなわち、「加害行為が終止シタル後ニ於テ損害ノミカ継続スル場合」には、「不法行為ニ基ク損害ノ発生ヲ知リタル以上其損害ト牽連一体ヲ為セル損害ニシテ当時ニ於テ其発生ヲ予想シ得ヘキモノト為スコト社会通念上妥当トセラレモノニ在リテハ凡ソ被害者ノカ認識アリタルモノトシテ」全損害について消滅時効が進行を開始する、という法理が当てはまる。しかし、そうではなく、「不法行為ソレ自体カ継続シテ行ナワレソレカ為メニ損害モ亦継続シテ発生スルカ如キ場合」には、消滅時効は、被害者が損害を「知ルト共ニ日ニ新ニ進行スル」、とされる。ここでは、不法行為における加害行為終了・損害継続型と、加害行為継続・損害継続型が区別され、後者について消滅時効の損害認識時からの「逐次進行論」が唱えられている。

- (27) 末川博「不法行為による損害賠償請求権の時効」（『法学論叢』28巻3号、6号、1932年（昭和7年））。
- (28) 代表的なものとして、1967（昭和42）年7月18日最判（第三小）（最高裁民集21巻6号、1559頁）がある。それは、原告が被告の子と遊んでいるときに、被告所有の硫酸瓶に当たって火傷をして損害賠償請求をしたが、被告が消滅時効を援用した事件に関して、「被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上、その損害と牽連一体をなす損害であって当時においてその発生を予見することが可能であったものについては、すべて被害者においてその認識があったものとして」、被害者が損害発生を知ったときから時効が進行するが、被害者が「受傷時から相当期間後に…後遺症が現われ、そのため受傷当時においては医学的にも通常予想しえなかったような治療方法が必要とされ、右治療のため費用を支出することを余儀なくされるにいたったときは」、「後日その治療を受けるようになるまでは…治療に要した損害については…時効は進行しない」と述べている。
- (29) 『判例時報』696号、99頁以下。
- (30) そもそも、被告が、原告に対する抗弁として、時効を援用する試みをしていないようだが、その理由は定かではない。
- (31) このような事例として、土呂久鉍害訴訟において、鉍業法第115条第1項・2項の、除斥期間ないし消滅時効期間の成否が争われたことが注目されるが、いずれもまた、機会を改めて検討したい。

- (32) 熊本水俣病第一次訴訟「原告最終準備書面」の第六章 損害論 第一 総論一
(一) 1、「法律時報 臨時増刊 公害裁判第三集——水俣病裁判」（『法律時報』73年2月号）243頁。
- (33) 吉村前掲165頁以下。
- (34) 吉村前掲187頁以下。
- (35) この点については、星野英一「時効に関する覚書（4・完）」（『法学協会雑誌』90巻6号、1973年）924～5頁において、次のように指摘されている。「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」とは、「権利を行使しうることを知るべかりし時期」、すなわち、債権者の職業・地位・教育などから、「権利を行使することを期待ないし要求することができる時期」と解すべきである」、と。ここで注意すべきは、必ずしも、「期待可能性」が「一般的な期待可能性」とされているわけではないし、権利行使者の主観的要素が全く排除されているわけではない点であろう。
- (36) 山本高行前掲、8頁。
- (37) 遠州じん肺訴訟第一審判決は、「権利を行使することを現実に期待又は要求することができる時期は、損害賠償請求訴訟の説明会が開催された」時である、としている（『判例時報』1196号、75頁）。
- (38) 民集29巻2号、143頁。
- (39) 松本前掲、145～6頁。

<追記>

本稿は、私の福島大学赴任前後から今日まで色々とお世話になった大谷先生の退職記念号に間に合わせるために、急ぎ成ったものであり、不備な点が目だが、これをもって先生の学部創設の労に少しでも報いることができるなら、望外の幸せである。

なお、本稿は、1990年度福島大学行政社会学部における文部省特定研究「東北地方における地域開発の実態と法的諸問題」の一環として行なわれた拙い研究の成果である。研究会等でご教示をえた同僚の諸先生方に感謝する。